

第一九回

参第八号

人権委員会設置法（案）

（目的）

第一条 この法律は、人権委員会の事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する事務を能率的に遂行するに足りる組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二条 人権擁護に関する事務をつかさどらせるため、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基づいて、法務省の外局として、人権委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（権限）

第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。
- 五 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 六 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。
- 七 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
- 八 委員会の公印を制定すること。
- 九 人権侵犯事件又は人権侵犯を生ずるおそれのある事件につき、調査をし、及び情報を収集すること。
- 十 人権侵犯事件又は人権侵犯を生ずるおそれのある事件に関し、その救済又は予防のため、関係機関に勧告し、その他適切な措置をとること。
- 十一 民間における人権擁護運動を助長すること。
- 十二 人権擁護委員に関する事務を行うこと。
- 十三 人身保護、貧困者の訴訟援助その他人権擁護に関する事務を行うこと。
- 十四 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き委員会に属させられた権限

（職権の行使）

第四条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

第五条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

（委員長及び委員の任命）

第六条 委員長及び委員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について

理解のある者のうちから、両議院の同意を得て、法務大臣が任命する。

- 2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、法務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、法務大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。
- 4 委員長及び委員の任命については、そのうちの三人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。
- 5 委員は、非常勤とする。

(任期)

第七条 委員長及び委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員長及び委員は、再任されることができる。

(身分保障)

第八条 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合並びに第六条第三項及び第十条の場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- 二 禁こ以上の刑に処せられたとき。
- 三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められ、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第九条 法務大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第十条 法務大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。

- 2 前項の規定は、政党所属関係に異動のなかつた委員長又は委員の地位に影響を及ぼすものではない。

(委員長)

第十一条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めて置かなければならない。

(会議)

第十二条 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決す

ることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、第八条第三号に規定する認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

(給与)

第十三条 委員長及び委員は、別に法律の定めるところにより、給与を受ける。

(規則の制定)

第十四条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、人権委員会規則を制定することができる。

(事務局)

第十五条 委員会に関する事務を処理させるため、委員会に、事務局を置く。

2 委員会の事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

4 委員会の事務局に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

(法務局等の事務分掌)

第十六条 委員会の所掌事務は、法務局及び地方法務局において分掌するものとする。

2 委員会は、その所掌事務に関し、法務局及び地方法務局の事務を指揮監督する。

(調査)

第十七条 委員会は、その職務を行うため必要があるときは、公務所若しくは公私の団体又はこれらの職員その他関係のある者に対し、出頭、報告、情報又は資料の提出を求めることができる。

(調査の囑託)

第十八条 委員会は、その職務を行うため必要があるときは、人権擁護委員若しくは公務所又は弁護士会、日本弁護士連合会その他の団体又は学識経験のある者に対し、必要な調査を囑託することができる。

(勧告等)

第十九条 委員会は、人権侵犯事件又は人権侵犯を生ずるおそれのある事件があると認めるときは、その救済又は予防のため、関係機関に対し勧告をし、その他適切な措置をとることができる。

2 委員会は、前項の規定により関係機関に対し勧告をしたときは、当該関係機関に対し、その勧告に基いてとつた措置について報告を求めることができる。

(国会への報告)

第二十条 委員会は、法務大臣を経由して、国会に対し、毎年所掌事務の処理状況を報告しなければならない。

(費用の弁償)

第二十一条 第十七条又は第十八条の規定により、出頭し、又は囑託を受けて調査した者は、政令の定めるところにより、これに要する費用の弁償を受けることができる。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 2 第六条第一項の規定による委員長及び委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律施行前においても行うことができる。
- 3 この法律施行後最初に任命される委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、法務大臣は、第六条第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから委員長及び委員を任命することができる。この場合においては、その任命につき任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならないものとし、両議院の事後の承認を得られないときは、法務大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。
- 4 法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「七局」を「六局」に改め、「人権擁護局」を削る。

第十一条を削り、第十一条の二を第十一条とし、第十一条の三を第十一条の二とし、第十一条の四を第十一条の三とする。

第十三条の二第一項中「、第十条及び第十一条の事務」を「及び第十条の事務並びに人権委員会の所掌事務」に改め、同条第二項中「法務大臣」の下に「（人権委員会の所掌事務については、人権委員会）」を加える。

第十三条の十第一項中「第十一条の二」を「第十一条」に改める。

第十三条の十三を第十三条の十四とし、以下第十三条の十六まで順次一条ずつ繰り下げ第十三条の十二の次に次の一条を加える。

第十三条の十三 人権委員会については、人権委員会設置法（昭和二十九年法律第号）の定めるところによる。

第十七条中「第十三条の十六」を「第十三条の十七」に改める。
- 5 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一法務省の項中「司法試験管理委員会」を

「 司法試験管理委員会	
人権委員会	」

に改める。
- 6 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表法務省の項中「四一、八一八人」を「四一、八〇五人」に、

「 司法試験管理委員会		人	」
を			
「 司法試験管理委員会		人	
人権委員会		一三人	」

に改める。

7 この法律施行の際、現に法務省人権擁護局に勤務する職員は、特別の辞令が発せられない限り、そのまま人権委員会事務局の職員となるものとする。

8 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 人権委員会委員長

第一条第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 人権委員会委員

別表第一の官職名の欄中「土地調整委員会委員長」を

「 土地調整委員会委員長

人権委員会委員長

」

に改める。

9 人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第三項中「法務大臣」を「人権委員会」に改める。

第六条第一項中「人権擁護委員は、」の下に「人権委員会の指名に基いて、」を加え、同条第二項中「法務大臣の委嘱」を「指名」に、「法務大臣が定める区域」を「人権委員会が定める区域」に改め、同条第三項及び第四項中「法務大臣」を「人権委員会」に改め、同条第五項中「法務大臣」を「人権委員会」に、「人権擁護委員を委嘱」を「第一項の指名を」に改め、同条第六項中「人権擁護委員の推薦及び委嘱」を「人権擁護委員の推薦、指名及び委嘱」に改め、同条第七項中「法務大臣は、人権擁護委員を委嘱したときは、」を「人権擁護委員の委嘱があつたときは、人権委員会は、」に改め、同条第八項中「法務大臣」を「人権委員会」に改める。

第十一条第三号中「法務大臣」を「人権委員会」に改める。

第十四条中「法務大臣」を「人権委員会」に改める。

第十五条第一項中「法務大臣」を「人権委員会」に、「これを解嘱する」を「法務大臣に対し、その解嘱を申し出る」に改め、同条第二項中「前項の規定による解嘱」を「前項の規定による解嘱の申出」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定により人権委員会が解嘱の申出をしたときは、法務大臣は、当該人権擁護委員を解嘱しなければならない。

第十六条第一項及び第二項、第十八条第二項並びに第十八条の二第二項中「法務大臣」を「人権委員会」に改める。

第十九条を次のように改める。

（委員等の表彰）

第十九条 人権擁護委員、人権擁護委員協議会、都道府県人権擁護委員連合会又は全国人権擁護委員連合会に職務上特別の功労があるときは、法務大臣は、人権委員会の申出に基いて、これを表彰するものとする。

2 人権委員会は、表彰を受けた人権擁護委員、人権擁護委員協議会、都道府県人権擁護委員連合会又は全国人権擁護委員連合会の業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

第二十条中「命令」を「人権委員会規則」に改める。

10 この法律施行の際、現に改正前の人権擁護委員法の規定による人権擁護委員の職にある者は、改正後の同法の規定により人権擁護委員を委嘱されたものとみなし、その任期の計算については、この法律施行前の在任期間を算入する。

理 由

人権の保障を一層確実にし、また、人権侵犯事件の処理の公正を確保するため、人権擁護局を廃止し、新たに、独立性の高い権威のある人権委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。